

令和5年5月10日 開会  
令和5年5月10日 閉会

# 令和5年第3回鮫川村議会会議録

東白川郡鮫川村議会

## 令和5年第3回鮫川村議会臨時会会議録目次

### 第1号（5月10日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
議事日程の報告	3
村長挨拶	3
仮議席の指定	4
議長の選挙	4
議事日程の報告	6
諸般の報告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
副議長の選挙	7
議席の指定	8
常任委員の選任	9
議会運営委員の選任	10
東白衛生組合議会議員の選挙について	11
白河地方広域市町村圏整備組合議会議員の選挙について	11
同意第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
報告第1号の上程、説明、質疑	14
承認第1号の上程、説明、質疑、採決	15
発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	17
閉会の宣告	18

署名議員..... 20

第 3 回 臨 時 村 議 会

( 第 1 号 )

## 令和5年第3回鮫川村議会臨時会

### 議事日程（第1号）

令和5年5月10日（水曜日）午前10時開会

日程第 1 村長挨拶

日程第 2 仮議席の指定

日程第 3 議長の選挙について

### 議事日程（第1号の追加1）

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 副議長の選挙について

日程第 4 議席の指定

日程第 5 常任委員の選任について

日程第 6 議会運営委員の選任について

日程第 7 東白衛生組合議会議員の選挙について

日程第 8 白河地方広域市町村圏整備組合議会議員の選挙について

日程第 9 同意第3号 鮫川村監査委員の選任につき同意を求めることについて

提案理由の説明、質疑、討論、採決

日程第10 報告第1号 専決処分の報告について

報告内容の説明、質疑

日程第11 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

令和5年度鮫川村一般会計補正予算（第1号）

提案理由の説明、質疑、採決

日程第12 発議第3号 鮫川村議会委員会条例の一部を改正する条例

趣旨説明、質疑、討論、採決

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（10名）

1番	窪木浩一君	2番	本郷弘義君
3番	青戸義之君	5番	森田重男君
6番	森隆之君	7番	遠藤貴人君
8番	北條利雄君	9番	前田武久君
10番	緑川茂君	11番	宗田雅之君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	関根政雄君	副村長	鈴木大介君
教育長	武藤誠君	総務課長	渡邊敬君
住民福祉課長	鈴木隆寛君	農林商工課長	舟木正博君
地域整備課長	齋藤利己君	教育課長	星徹君
村づくり推進室長	矢吹かおり君		

---

職務のため出席した者の職氏名

議事局長	古舘甚子	書記	我妻正紀
------	------	----	------

---

◎開会の宣告

- 臨時議長（前田武久君） ただいまから令和5年第3回鮫川村議会臨時会を開会します。  
(午前10時01分)
- 

◎開議の宣告

- 臨時議長（前田武久君） 本日の会議を開きます。
- 

◎議事日程の報告

- 臨時議長（前田武久君） 議事日程はお手元に配付のとおりであります。
- 

◎村長挨拶

- 臨時議長（前田武久君） 日程第1、村長から挨拶の申出がありましたので、これを許します。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

- 村長（関根政雄君） 皆さん、おはようございます。

令和5年第3回鮫川村議会臨時会の開催をお願いしましたところ、全議員ご出席の下に議案のご審議をいただきますことに厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。

さて、先般の鮫川村議会議員選挙におかれましては、10名の皆様方がご当選をされました。改めて、ご当選おめでとうございます。今後、村民の幸福度の向上のために議会活動を通じてご活躍をされますようお願いを申し上げます。

さらに、本日の議会にて議長、副議長をはじめ、各常任委員会等の議会構成が決定されます。

どうか新しい組織をもって村民に寄り添った円滑な議会運営が行われますよう、ご期待を申し上げます。

次に、喜ばしいお知らせを申し上げたいと存じます。

かねてより、青生野地区にて民間業者による大規模な太陽光発電の工事が進められておりましたが、このたび農山漁村活性化基本計画に沿って工事が無事完了し、明日、竣工式を迎えることとなりました。広大な装置へのパネルの設置工事はもとより、約23キロメートルの

自営線を公道の地下埋設でいわき市から北茨城市までの変電所までつなぐという壮大な事業でありました。

過日、ご協力をいただきました北茨城市長、そしてまた、いわき市長への表敬訪問をして、重なるご協力をいただきましたので、御礼を申し上げてきたところでございます。

この発電によって今後17年間、売電価格の一部が本村に還元されることから、農林業の振興や環境保全のための財源として基金に積立てをして、目的に沿って有効に活用させていただきたいと考えております。

以上、ご報告を申し上げたいと思います。

本日の臨時議会に上程する議案は、同意を求めることが1件、専決処分の報告が1件、一般会計補正予算の専決処分の承認が1件であります。

上程しました各議案につきましては、十二分にご審議をいただき、原案にご賛同いただきますようお願い申し上げ、挨拶といたします。

○臨時議長（前田武久君） 以上で、村長の挨拶を終わります。

---

#### ◎仮議席の指定

○臨時議長（前田武久君） 日程第2、仮議席の指定を行います。

仮議席はただいま着席の議席といたします。

---

#### ◎議長の選挙

○臨時議長（前田武久君） 日程第3、議長の選挙を行います。

事務局長より議長選挙について説明をさせます。

事務局長、古舘甚子君。

〔議会事務局長朗読〕

○臨時議長（前田武久君） ただいま事務局長説明のとおりであります。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○臨時議長（前田武久君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。



お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○臨時議長（前田武久君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

それでは、推選いたします。

議長に宗田雅之君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました宗田雅之君を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○臨時議長（前田武久君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました宗田雅之君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました宗田雅之君が議場におられます。

会議規則第33条第3項の規定によって、当選の告知をいたします。

当選人に発言を求めます。

新議長、宗田雅之君。

〔議長 宗田雅之君 登壇〕

○議長（宗田雅之君） このたび、第3回村議会臨時会におきまして、議長に就任することになりました宗田雅之でございます。

身に余る光栄をかみしめますとともに、責任の重さを痛感しているところでございます。

今、村では次代を担う子供たちの育成や少子化対策、環境対策、中心市街地の活性化対策など取り組むべき重要課題が山積しており、二元代表制の一翼を担う村議会の役割も一層大きくなるものと考えます。

今後、これらの村政諸課題を議会と執行機関との真摯な議論により、よりよい政策を推進し村民の負託に応えるとともに、議長として安心、安全かつ活力ある村、鮫川村の実現に全力を傾け、さらには公正かつ円滑な議会運営に取り組んでまいりますので、執行機関、議会議員の皆様には、さらなるご支援、ご指導をお願いいたしまして議長就任の挨拶といたします。

よろしく申し上げます。

○臨時議長（前田武久君） 皆様のご協力によりまして、無事、臨時議長の任務を果たすことができました。ご協力ありがとうございました。

宗田雅之議長、議長席にお着き願います。

---

◎議事日程の報告

○議長（宗田雅之君） 引き続き会議を開きます。

議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

◎諸般の報告

○議長（宗田雅之君） ここで諸般の報告を事務局長にさせます。

事務局長、古舘甚子君。

○議会事務局長（古舘甚子） 同意第3号から承認第1号までの3議案が村長より提出され、本日、議長において受理しました。

本議会に村長及び教育委員会教育長に出席を求めました。

次に、村監査委員より例月出納検査結果の報告がありましたので、その写しを配付しました。

以上であります。

○議長（宗田雅之君） これで諸般の報告を終わります。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（宗田雅之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、鮫川村会議規則第120条の規定によって、

1 番 青 戸 義 之 君 及 び

2 番 遠 藤 貴 人 君

を指名いたします。

---

◎会期の決定

○議長（宗田雅之君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宗田雅之君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間に決定いたしました。

---

◎副議長の選挙

○議長（宗田雅之君） 日程第3、副議長の選挙を行います。

事務局長より副議長選挙について説明をさせます。

事務局長、古舘甚子君。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（宗田雅之君） ただいま事務局長説明のとおりであります。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宗田雅之君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宗田雅之君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

副議長に緑川茂君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました緑川茂君を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宗田雅之君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました緑川茂君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました緑川茂君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

当選人に発言を求めます。

新副議長、緑川茂君。

〔副議長 緑川 茂君 登壇〕

○副議長（緑川 茂君） 皆さん、おはようございます。

私は、この鮫川村が大好きで、そしてこの村をよくしたい。そしてまた、少しでもこの村のために尽くしたいというような思いから立候補しまして、今この場所に立つことができました。立ちまして、本当に光栄と感じておりますとともに、身に余る強い思い、重い責任、そういったものを感じております。

今、村は様々な課題が山積しておりますが、そういった中でも、明るくそして住みよい村づくりのために、宗田議長を補佐しながら議会運営が円滑に進みますように、一生懸命努めてまいり所存でございます。

どうか議員の皆さん、ご協力いただきたいと思います。

そして、住みよい村づくりのために皆で一緒に頑張ってまいりたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

○議長（宗田雅之君） ここで、暫時休議します。

（午前10時19分）

---

○議長（宗田雅之君） 休議前に引き続き会議を開きます。

（午前10時20分）

---

#### ◎議席の指定

○議長（宗田雅之君） 日程第4、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定によって行います。

1番	窪木浩一君	2番	本郷弘義君
3番	青戸義之君	5番	森田重男君
6番	森隆之君	7番	遠藤貴人君
8番	北條利雄君	9番	前田武久君
10番	緑川茂君	11番	宗田雅之君

以上のとおり議席を指定します。

議席の移動をお願いします。

ここで、暫時休議します。

(午前10時21分)

---

○議長（宗田雅之君） 休議前に引き続き会議を開きます。

(午前10時22分)

---

◎常任委員の選任

○議長（宗田雅之君） 日程第5、常任委員の選任を行います。

お諮りいたします。

常任委員の選任については、議会委員会条例第5条第4項の規定によって、  
総務文教常任委員に

森 隆 之 君      北 條 利 雄 君      宗 田 雅 之 君  
遠 藤 貴 人 君      前 田 武 久 君

以上5人を、

産業厚生常任委員に

窪 木 浩 一 君      青 戸 義 之 君      緑 川 茂 君  
本 郷 弘 義 君      森 田 重 男 君

以上5人をそれぞれ指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宗田雅之君） 異議なしと認めます。

したがって、各常任委員はただいま指名したとおり選任することに決定いたしました。

ここで、議会委員会条例第6条第2項の規定によって、各常任委員会において委員長1名及び副委員長1名を互選していただきます。

なお、総務文教常任委員会は議員控室において、産業厚生常任委員会は会議室において協議を願います。

ここで、暫時休議します。

(午前10時24分)

---

○議長（宗田雅之君） 休議前に引き続き会議を開きます。

(午前10時35分)

---

○議長（宗田雅之君） 各常任委員会からの委員長及び副委員長の互選の結果を報告いたします。

総務文教常任委員会委員長、9番、前田武久君、副委員長、6番、森隆之君。

次に、産業厚生常任委員会委員長、2番、本郷弘義君、副委員長、3番、青戸義之君。

以上、報告のとおりです。

---

◎議会運営委員の選任

○議長（宗田雅之君） 日程第6、議会運営委員の選任を行います。

お諮りいたします。

議会運営委員の選任については、議会委員会条例第5条第4項の規定によって、

9番 前田武久君 6番 森隆之君

2番 本郷弘義君 3番 青戸義之君

10番 緑川茂君

を指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宗田雅之君） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員はただいま指名したとおり選任することに決定いたしました。

議会委員会条例第6条第2項の規定によって、委員長1名及び副委員長1名を互選していただきます。

なお、議会運営委員は議員控室において協議願います。

ここで、暫時休議します。

(午前10時37分)

---

○議長（宗田雅之君） 休議前に引き続き会議を開きます。

(午前10時40分)

---

○議長（宗田雅之君） 議会運営委員会からの委員長及び副委員長の互選の結果を報告いたします。

議会運営委員会委員長、6番、森隆之君、副委員長、3番、青戸義之君。

以上、報告のとおりです。

---

◎東白衛生組合議会議員の選挙について

○議長（宗田雅之君） 日程第7、東白衛生組合議会議員の選挙を行います。

事務局長より、東白衛生組合議会議員の選挙について説明をさせます。

事務局長、古舘甚子君。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（宗田雅之君） お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宗田雅之君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宗田雅之君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

東白衛生組合議会議員に、5番、森田重男君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名しました5番、森田重男君を東白衛生組合議会議員の当選人と決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宗田雅之君） 異議なしと認めます。

したがって、指名しました5番、森田重男君が東白衛生組合議会議員に当選されました。

ただいま東白衛生組合議会議員に当選されました5番、森田重男君が議場におられます。議会会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

---

◎白河地方広域市町村圏整備組合議会議員の選挙について

○議長（宗田雅之君） 日程第8、白河地方広域市町村圏整備組合議会議員の選挙を行います。

事務局長より白河地方広域市町村圏整備組合議会議員の選挙について説明をさせます。

事務局長、古舘甚子君。

〔議会事務局長朗読〕

○議長（宗田雅之君） 選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宗田雅之君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宗田雅之君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

白河地方広域市町村圏整備組合議会議員に、10番、緑川茂君、11番、宗田雅之君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名しました10番、緑川茂君、11番、宗田雅之君を白河地方広域市町村圏整備組合議会議員の当選人と決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宗田雅之君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました10番、緑川茂君、11番、宗田雅之君が白河地方広域市町村圏整備組合議会議員に当選されました。

ただいま白河地方広域市町村圏整備組合議会議員に当選されました10番、緑川茂君、11番、宗田雅之君が議場におられます。議会会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

ここで、11時5分まで休憩いたします。

(午前10時47分)

---

○議長（宗田雅之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時05分)

---



◎同意第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宗田雅之君） 日程第9、同意第3号 鮫川村監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

ただいま議題にありますこの案について、地方自治法第17条の規定によって北條利雄君を除外といたします。

北條利雄君、退場願います。

〔8番 北條利雄君 退場〕

○議長（宗田雅之君） 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） それでは、同意第3号 鮫川村監査委員の選任につき同意を求めることにつきましてご説明を申し上げます。

議案書の7ページをご覧ください。

監査委員はその設置及び定数が地方自治法第195条の規定により、都道府県及び政令で定める市にあつては4人、その他の市及び町村にあつては2人とするとされております。

また、同じく地方自治法第196条第1項におきまして、監査委員は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得て識見を有する者及び職員のうちから選任すると規定をしております。

今回、議会の同意を求めます監査委員は議員のうちから選任する委員として、北條利雄議員を選任したく提案するものでございます。

なお、任期につきましては議員としての任期であります令和9年4月29日までとなります。

原案にご同意をいただきますようお願い申し上げます。説明を終わります。

○議長（宗田雅之君） 村長。

○村長（関根政雄君） ただいまの説明の中で、議員のうちから選任するところを職員と言ったんですか。はい、失礼しました。訂正をいたします。

議員のうちから選任をするということですので、訂正申し上げたいと思います。

○議長（宗田雅之君） これから質疑を行います。

なお、本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（宗田雅之君） 異議なしと認め、質疑、討論を省略いたします。

これから、同意第3号 鮫川村監査委員の選任につき同意を求めることについて採決します。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宗田雅之君） 起立全員です。

したがって、原案のとおり同意することに決定いたしました。

北條利雄君の入場を求めます。

〔8番 北條利雄君 入場〕

---

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長（宗田雅之君） 日程第10、報告第1号 専決処分の報告についてを議題といたします。

本件について、報告内容の説明を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） それでは、報告第1号 専決処分の報告につきましてご説明を申し上げます。

議案書の8ページをご覧ください。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会においてその議決により特に指定されております損害賠償に関わる事件で、その金額が30万以下のものに関わる和解につきまして専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

議案書の9ページであります。

専決第1号 専決処分の内容であります。本件は令和5年1月24日に発生しました村側が損害を受けた物損事故に関し、相手方との和解について令和5年4月3日に専決処分したものであります。

和解の相手方の氏名等は、議案書に記載のとおりであります。

次に、事故の概要であります。

令和5年1月24日、大字青生野字姿平地内の国有林におきまして、林業用の機械が東北電力所有の電力柱に接触し損害を与えたことから、当該電力柱の建て替えの必要が生じ、共架している村所有の光ファイバーケーブルの移転を余儀なくされたものであります。

和解の内容であります。光ファイバーケーブルの移転に要する経費相当額であります14

万8,500円を損害賠償金として相手方が負担し、それ以外の債権債務がないことを確認するものであります。

以上で、報告第1号、和解に関する専決処分の説明とさせていただきます。

○議長（宗田雅之君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宗田雅之君） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第1号の報告を終わります。

---

◎承認第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（宗田雅之君） 日程第11、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、令和5年度鮫川村一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） それでは、承認第1号 専決処分の承認を求めることについての内容であります。

専決第2号 令和5年度鮫川村一般会計補正予算（第1号）について、ご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、食費等の物価高騰に直面し、影響を受ける低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を支給することによりその実情を踏まえた生活の支援を行うとして、国が令和4年度予算の予備費を活用して児童1人当たり一律5万円を給付するものであります。

国からは5月末までの給付を求められており、議会を招集する時間的余裕がないと判断したことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和5年4月28日に専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、その承認を求めるものであります。

補正予算の内容等につきましては、議案書及び令和5年度一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書をご覧ください。

なお、これらを用いた議案の詳細につきましては、鈴木副村長からご説明を申し上げます。

○議長（宗田雅之君） 鈴木副村長。

〔副村長 鈴木大介君 登壇〕

○副村長（鈴木大介君） それでは、承認第1号 専決処分の承認を求めることについての内容であります専決第2号 令和5年度鮫川村一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

議案書の10ページからご覧願います。

本案は、今ほど村長からご説明申し上げましたとおり、地方自治法第179条第1項の規定に基づき令和5年度一般会計補正予算（第1号）につきまして、令和5年4月28日に専決処分したため、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものであります。

以下、一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書でご説明申し上げます。

1ページをご覧願います。

補正前の歳入歳出予算総額28億8,900万円に対しまして、今回237万4,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額を28億9,137万4,000円とするものでございます。

初めに、歳入についてご説明申し上げます。

2ページをご覧願います。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、2節児童福祉費補助金237万4,000円を増額につきましては、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金を給付する事業費に充てるため、国庫補助金を受け入れるものでございます。

次に、歳出につきましてご説明申し上げます。

3ページをご覧願います。

3款民生費、2項児童福祉費、7目子育て世帯生活支援特別給付事業費、10節需用費7万2,000円、11節役務費1万2,000円、12節委託料44万円の増額につきましては、子育て世帯生活支援特別給付金を給付するためのシステム改修経費ほかの事務経費でございます。

同じく、18節負担金、補助及び交付金200万円の増額につきましては、子育て世帯生活支援特別給付金の給付に要する経費でございます。

13款予備費、1項予備費、1目予備費15万円の減額につきましては、歳入の不足分を補填するため減額するものでございます。

以上で、承認第1号 令和5年度鮫川村一般会計補正予算（第1号）に係る専決処分の承認を求めることについて、ご説明とさせていただきます。

ご承認賜りますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（宗田雅之君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、前田武久君。

○9番（前田武久君） 承認第1号ですけれども、専決処分4月28日にされているということですが、もう既に支給されたと思うんですけれども、その決済日等なんかちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（宗田雅之君） 村長。

○村長（関根政雄君） 先ほど議案の説明にも申し上げましたとおり、議会を経て、専決は28日にしておりますので、これから申請をしまして給付を受ける方々への申請、さらにはシステム改修をしなくてはなりません。

今、28日に専決しておりますので、今日承認いただいてということで5月末までには支給したいという予定でありますので、非常に急いでおります。

このままいけば末には支給できるかなと思いますので、そういった手順を踏んでということになりますので、まだ支給はこれからであります。

○議長（宗田雅之君） 9番、前田武久君。

○9番（前田武久君） 今の答弁からいうと、何か今回の臨時議会に間に合うような話みたいな感じで、5月末、間もなく、今5月初めですから、初旬ですから、月末なんですね。なるべく早く支給されるように手続してもらいたいと思うんですよ。せつかくの助成金なんですから。かなり困っている人もいると思うんで、その点は手続のほう早めにスムーズに処理するようにお願いしたいと思います。

○議長（宗田雅之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宗田雅之君） 質疑なしと認めます。

これから承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、令和5年度鮫川村一般会計補正予算（第1号）を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宗田雅之君） 起立全員です。

よって、本件は原案のとおり承認されました。

---

◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（宗田雅之君） 日程第12、発議第3号 鮫川村議会委員会条例の一部を改正する条例

を議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。

9番、前田武久君。

〔9番 前田武久君 登壇〕

○9番（前田武久君） 趣旨説明を申し上げます。

鮫川村議会委員会条例の一部を改正する条例について。

ただいま発議いたしました鮫川村議会委員会条例の一部を改正する条例について、趣旨説明をいたします。

本案は、村づくりを推進するための長の直近下位の新たな組織として村づくり推進室を設けるため、鮫川村課設置条例の一部改正があり、条例施行に伴い、鮫川村議会委員会条例における常任委員会が所管する課等の名称を一部加えるものであります。

よって、この条例を提出するものであります。

議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます、趣旨説明とさせていただきます。

○議長（宗田雅之君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宗田雅之君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（宗田雅之君） 討論なしと認めます。

これから発議第3号 鮫川村議会委員会条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宗田雅之君） 起立全員です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎閉会の宣告

○議長（宗田雅之君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和5年第3回鮫川村議会臨時会を閉会します。  
ご苦労さまでした。

(午前11時25分)

上記会議次第は事務局長古舘甚子の記載したものであるが、  
その内容に相違ないことを証するためここに署名する

令和5年5月10日

臨時議長 前田 武久

議長 宗田 雅之

署名議員 青戸 義之

署名議員 遠藤 貴人